

## ○芽室町健康プラザ設置及び管理条例

平成8年3月28日条例第22号

### 改正

平成8年11月8日条例第34号

平成10年9月10日条例第32号

平成15年12月24日条例第73号

平成17年10月4日条例第33号

平成30年3月28日条例第18号

令和元年8月21日条例第21号

## 芽室町健康プラザ設置及び管理条例

### (目的)

第1条 この条例は、芽室町健康プラザの設置及び管理について必要な事項を定める  
ことを目的とする。

### (設置)

第2条 ゲートボールの普及振興を図るとともに、健全なスポーツ並びに文化的諸活動の利用に供するため、芽室町健康プラザ（以下「健康プラザ」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第3条 健康プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 芽室町健康プラザ

位置 芽室町西3条南6丁目1番地

### (管理事務所)

第4条 健康プラザに、管理事務所を置き、事務所に管理者等必要な職員を置く。

### (管理の代行)

第5条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、健康プラザの管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。

(1) 健康プラザの施設及び設備の維持管理

(2) 第7条の使用の許可

(3) 使用料金の収受に係る業務

(4) その他教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める業務

### (開館時間及び休館日)

第6条 健康プラザの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、委員会の承認を得て開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

開館時間	午前8時から午後10時
休館日	12月31日から翌年の1月3日までの日

(使用の許可)

第7条 健康プラザを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可を与える場合において健康プラザの運営管理上必要があると認めたときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の不許可)

第8条 指定管理者は、健康プラザの使用目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

- (1) 秩序を乱し、公益を害するおそれのあるもの
- (2) 建物及びその備付物件をき損又は滅失するおそれのあるもの
- (3) その他健康プラザの運営管理上適当と認めがたいもの

(使用料)

第9条 健康プラザの使用料の額は、別表に定めるとおりとする。

2 第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を前納しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 町長は、国又は地方公共団体において公用又は公共用に使用するときは、その使用料を免除するものとする。

2 前条の使用料は、町長が相当な理由があると認めたときは、減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責に帰すことのできない理由により使用不能になったとき。
- (2) 第14条第3号により使用の許可を取り消したとき。

(3) 使用日の前日までに使用許可の取り消し又は変更の申し出があつて、委員会が相当の理由があると認めたとき。

(目的外使用等の禁止)

第12条 使用者は、健康プラザの使用許可を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(特別施設等の設置)

第13条 使用者は、その使用にあたつて、特別の施設設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者を経由して委員会の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者はその使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例及びこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 公益上又は健康プラザ運営上やむを得ない理由が生じたとき。
- (4) 第8条第1号又は第2号に該当すると認めるとき。

(原状の回復)

第15条 使用者は、その使用を終了したとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第16条 使用者は、故意又は使用者の責に帰すべき過失により施設設備又は備付物件をき損、汚損若しくは滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(委員会による管理)

第17条 第7条、第8条、第13条及び第14条の規定は、指定管理者に代わって、委員会が健康プラザの管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、第7条、第8条及び第14条の規定中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、第13条中「あらかじめ指定管理者を経由して委員会」とあるのは「あらかじめ委員会」と読み替えるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成8年6月1日から施行する。

#### 附 則（平成8年条例第34号）

##### （施行期日）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成10年条例第32号）

この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定による北海道知事の告示で定める日から施行する。

#### 附 則（平成15年条例第73号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成17年条例第33号）

##### （施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の芽室町健康プラザ設置及び管理条例（以下「旧条例」という。）第5条の許可（旧条例第10条に規定する特別設備等の設置の承認を含む。）を受けている者は、改正後の芽室町健康プラザ設置及び管理条例第7条の許可又は第13条の承認を受けた者とみなす。

#### 附 則（平成30年3月28日条例第18号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和元年8月21日条例第21号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略）

#### 別表（第9条関係）

##### 健康プラザ使用料

（単位 円）

区分		基本使用料
団体使用料	アリーナ	1時間につき 800
	研修室	〃 140
個人使用料	当日券（1人1回につき）	100

	6か月券	2,500
--	------	-------

## 備考

- 1 時間外の利用については、午前8時から午前9時まで及び午後9時から午後10時までとし、特別に認めた場合とする。
- 2 営利を伴う催し物等で使用する場合又は入場料を徴収する場合の使用料は、基本使用料に次の割合を加えた額とする。入場料とは、参観を目的として健康プラザに入館する者から、使用者が徴収する金銭並びに使用者が発行する入場券、その他これに類するものをいう。
  - 芽室町民、芽室町内業者 5割
  - 芽室町民以外 20割
- 3 アリーナを使用する場合、その使用面積が総面積の3分の2、2分の1又は3分の1以下の場合の使用料は、当該使用料のそれぞれ3分の2、2分の1又は3分の1の額とする。
- 4 特殊電気設備等を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。
- 5 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 6 団体とは、10人以上で使用の場合とする。
- 7 町内の者が、ゲートボールで使用する場合は、午前8時から使用できることとする。
- 8 1時間未満の使用は、1時間とする。